

役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人勝浦市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役 員)

第2条 この規程において役員とは、会長、理事及び監事をいう。

(報 酬)

第3条 会長の報酬は、月額14,000円とする。

2 理事、監事及び評議員が会議等に出席したときの報酬は、日額3,500円とする。

(費用弁償)

第4条 前条第2項に定める役員及び評議員には、勝浦市の特別職の職員で非常勤のものに対する費用弁償に関する条例（昭和31年勝浦市条例第104号）に準じて旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 前2条に定める報酬及び費用弁償の支給時期は、次の各号による。

(1) 第3条第1項の報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、土曜日又は日曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

(2) 第3条第2項の報酬及び第4条の費用弁償については、会議等の都度支給する。

2 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。ただし、前項第1号の報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廢)

第7条 この規程の改廢は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和60年 4月 1日から施行する。

昭和62年 4月 1日一部改正

平成 7年 4月 1日一部改正

平成11年 4月20日一部改正

平成13年 4月 3日一部改正

平成17年 5月11日一部改正

平成29年 4月 1日全部改正